

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。

決算委員会では初めて質疑に立たせていただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。今日は、消防防災体制の充実と国民保護体制の整備という側面から質問をさせていただきたいと考えております。

当初は、政策評価に重点を置いて質問をさせていただく予定でありましたが、先週の災害対策特別委員会で、総務省消防庁が運用している全国瞬時警報システム、Ｊアラートに関する質問をさせていただいたこと、そして今回の北朝鮮の長距離弾道ミサイルの事案があったことから、主に国民保護体制の整備という観点から質問をさせていただきます。

全国瞬時警報システム、Ｊアラートに関しては、今回の事案で少し取り上げられたということもあり、今日いらつしやる委員各位でも御存じの委員もいらつしやると思いますが、これは平成十九年二月から運用開始されているシステムです。全国瞬時警報システムとその名前が示すとおり、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工

衛星を用いて送信し、市区町村の防災行政無線を自動起動することにより住民に緊急情報を瞬時に伝達するものです。

先週の災害特で質問をさせていただいた際の整備状況によりますと、市区町村では二百二十三でＪアラートの受信環境のみがあります。そのうち百三十八市区町村で防災行政無線の自動起動が可能となっておりますが、住民へ瞬時に情報伝達が可能となっておりますが、これでも市区町村全体の一〇％程度の整備状況です。

ちなみに、今回の事案で長距離弾道ミサイルと見られる飛翔体が通過したと見られる秋田県の整備状況はゼロであり、今回Ｊアラートの使用は見送られたという経緯がありました。

そこで、平成二十一年度見込みを含めた全国瞬時警報システムに係る総事業費、これ地方負担分も含みますが、総事業費に関して消防庁と内閣官房それぞれに対してお伺いいたします。

○政府参考人（櫻井修一君） お尋ねの官邸からの緊急情報ネットワーク、いわゆる、失礼しました、Ｊアラートでしたね。失礼しました。

○政府参考人（幸田雅治君） 地方負担分も含めてこれまでＪアラートにどのぐらいの費用が掛かったかという御質問でございます。

Ｊアラートにつきましては、総務省消防庁で実施している実証実験、それからシステム構築等の

事業費の総額は五億四千二百万でございます。地方公共団体の事業費については一概にお答えすることは難しいわけですが、地方公共団体が実施する受信設備等の事業費についての平均的な額で試算いたしますと、総額は約二十三億円となります。

なお、二十一年四月一日時点で新たにシステムを導入した市町村等もございまして、その時点では、同報無線、コミュニティFM等の自動起動の市町村は二百一十一市町村となっております。

○吉川沙織君 内閣官房。

○政府参考人（櫻井修一君） 申し訳ありませんでした。委員長、済みません。申し訳ありません。

官邸からの緊急情報ネットワーク、いわゆるエムネットの整備につきましては、平成十七年度から……（発言する者あり）Ｊアラート。Ｊアラート、すべて消防庁の予算で実施しておりますので、内閣官房の方で予算計上はございません。

○吉川沙織君 平成十九年度の内閣官房の予算案の内示を拝見いたしますと、情報システムの改善として、Ｊアラートを活用した情報ネットワークの整備充実を図るため、Ｊアラートと官邸からの緊急情報ネットワークとの総合的な運用が可能となるよう所要の整備を行うという項目がございましたので、内閣官房の方でも、Ｊアラートのシステム図を見ると内閣官房と区切られている場所が

ありました。事前に通告しておりましたのでお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人（櫻井修一君） 大変、度々申し訳ありませんでした。申し訳ありません。

Ｊアラートの整備と先ほど再三申し上げましたエムネット、これにつきましては一緒に整備していただきますので、Ｊアラート分を取り上げてというよりは、むしろ官邸全体の緊急情報ネットワークといたしまして予算計上しておるところでございます。

○吉川沙織君 内閣官房分をお教えくださいというふうに関先週金曜日に通告をしておりますので、もう今これ以上お伺いしても時間の無駄になりますのでお伺いいたしませんか。

総事業費という形で今消防庁さんの方からは丁寧にお答えをいただきました。ただ、今お答えいただいた中に、国民保護制度普及啓発DVDの作成費ですとか、LASCOM、財団法人自治体衛星通信機構に対する各自自治体の負担金分、分担金です、ちなみにこの理事長は前消防庁長官でいらつしやいますけれども、そのお金ですとか、実証実験の費用はすべて入っているものと理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（幸田雅治君） 実証実験は、今LASCOMが実施をしている経費というのは消防庁の経費ではございませんので、一緒に実験をす

るといふ部分はございますけれども、先ほど私がお答えいたしましたのは消防庁としての使った経費ということでございます。

○吉川沙織君 消防庁ということでお答えをいただいた。ただ、LASCOMに対しては都道府県の分担金がほぼ九割ぐらい占めており、しかも消防庁からお金が行っているということですので、またこれは別の機会にお伺いをさせていただきますと思っております。

続きまして、これまでのこの分野の政策に対する見解についてお伺いをしたいと思います。

消防防災体制や国民保護体制に対する政策評価ですが、これまでの事業評価に対して少し拝見をさせていただきました。その評価ですと、それなりに目標が達成されていたり事業の必要性に関して説いたりされているものが多くありましたが、これらの評価に対する見解をお伺いいたします。

○政府参考人（幸田雅治君） お答えいたします。消防庁の平成二十年度主要政策に係る評価書におきまして、国民保護法制の整備といたしましては、国民保護訓練の実施、情報伝達・提供手段の整備について評価をしているところでございます。国民保護訓練につきましては、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行いつつ、国民保護措置に対する対処能力の向上、関係機関との連携の強化を図ることの有効性があると評価をし

ているところでございます。

また、情報伝達・提供手段につきましては、市町村防災行政無線、今委員からお話ございました全国瞬時警報システム、Jアラート及び安否情報システムを整備することが有事の際迅速かつ確実に情報を伝えるということが可能になるということ、住民の生命を守り、避難住民支援のために極めて有効な施策であると評価されているところでございます。

○吉川沙織君 平成十七年の実績評価書によれば、同報系の市町村防災行政無線、これは、Jアラートで流したときに自動起動するためにはこれがないうと駄目なんです、平成十七年度の実績評価では着実に増加、平成十八年度の実績評価書を拝見するとこれもまた着実に増加、平成十九年度の実績評価書に關しても着実に増加、でもちよつとずつしか増えていません。平成二十年度主要な政策に係る評価書要旨というものを拝見いたしますと、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システムの整備を着実に推進をしている。しかも、効率性という側面で書かれているところを拝見いたしますと、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム、Jアラート、安否情報システムなどの情報伝達・提供手段を整備することで、効率よく迅速かつ確実な情報を国民に伝達、提供することが可能となっている。といつても、今回使われなかつたわけ

ですが、結局、着実に増加や推進との文言が散見されますが、まだまだということに違いないと思

います。現在の日本の政策評価では、第一義的にはそれぞれ担当した担当府省が行うこととなっているため、厳しい評価はなかなかできないのが現状であると思ひます。そこで、行政評価局長にお伺ひいたします。

我が国の評価制度は強制された自己評価と表現されることもありますが、平成二十年度の評価、つまりこれから概算要求の時期にかけて行われる評価からは予算と決算との連携が行われることになつていきます。このことから、成果を意識した事業執行ができるということ、透明性や情報公開が進むことを踏まえ、得られた結果から無駄を省くことになり、政策転換や政策の見直しにつながることになると考えます。これにより見込める改善効果に対する見解があればお伺ひいたします。

○政府参考人(関一君) 政策評価法におきましては、評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならぬということ、それから、評価の結果につきまして、予算の作成において適切な活用が図られるよう努めなければならぬと規定をされているところでございます。

御指摘のとおり、政策評価と予算、決算の連携ということでございますけれども、経済財政改革

の基本方針二〇七、これは骨太方針でございますけれども、そこで予算書、決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる見直しを平成二十年度予算から実施しているところでございます。これによりまして、政策ごとに予算、決算とその成果を比較対照することが可能となりますので、事後的な評価が行いやすくなるものと考えております。

平成二十年度予算に係る政策についての事後評価は今年度から、まさに今から実施されるということになるわけでございますけれども、今後、行政機関において事後評価が行われていく中で、政策評価と予算、決算の連携の成果、これを着実に積み重ねていくことが大切だと思ひております。

総務省といたしましても、政策評価と予算、決算の連携強化を推進すべく、例年九月ごろでございますけれども、政策評価結果の予算要求等への反映状況を取りまとめまして、これを公表しております。また、各行政機関の取組の好事例ということでこんな資料も作りまして、関係省庁の参考にしてもらうということで、全体といたしまして政策評価制度が更に充実するように努めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○吉川沙織君 予算と決算の連携を政策評価にも反映させるというのはかねてからの課題でしたので、今回の評価からそれが反映をされるというこ

とですので、これからその取組の反映状況や無駄がどういうふうに着かれたか、また政策転換がどのように行われたかということはまた次の機会にお伺いをさせていただければと思います。

話を戻しまして、市町村の防災行政無線の整備が進まない理由についてお伺いをしたいと思います。

全国瞬時警報システム、Jアラートの使用の前提となる市町村の防災行政無線の平成二十年三月末の整備率は七五・五%であり、平成十九年三月末から〇・三%しか増加をしていない状況にあります。

総務省は、市町村防災行政無線の整備のために防災基盤整備事業という形で財政支援措置を行っているらしいやいますが、市町村防災行政無線の整備が進まない理由はどこにあるとお考えか、お伺いしたいと思います。

先週、四月一日の災害対策特別委員会で防災担当大臣に御答弁いただきましたが、所管は総務大臣ですので、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（鳩山邦夫君） 一昨日、昨日と私、安保会議のメンバーでございますので、昨日の十一時半の飛翔体の発射まではずっと禁足状態、待機をいたしておたわけでございます。その間にいろいろな状況がありましたけれども、まず、Jアラートは使われないということが随分早めに発表

されておたつたようでございます。Jアラートについては、委員お話しのような整備状況でございます。

昨日はエムネットが使われたわけでございますが、実はエムネットというのは全部の市区町村に行くものではありません。しかも、私、今朝実は福岡から東京へ戻ったんですが、ですから、西日本新聞には大きく出ております、たしか三市町村辺りでは、この何かパスワードを知らなかったとか、あるいはいろいろあつて、これ機能しております。ところが、消防庁から都道府県を経由したファクスは、これは全市町村に行くわけございまして、それを使って昨日防災行政無線放送が行われました。これは、秋田県と岩手県で二十自治体で使われたというふうに聞いております。そういう防災行政無線なのでございますが、委員おっしゃるとおり、平成十四年度末で六六%、平成十九年度末で七五%と、五年間で九ポイントの整備の増加でございますけれども、非常にのろい、カタツムリのような歩みになっているのは事実でございます。これ、平成十七年度以降、財政状況の悪化などCPSが鈍化するなどの課題があるようでございまして、そこで地方債と普通交付税の措置で財政支援をすること、あるいはより安価な整備方式を助言するなどによって強く働きかけていきたいと思っておりますが、現在ま

で様々な、一番大きな原因は財政状況なのでございましょうが、非常にこの進捗状況が良くなかったことは率直に認めて、今後この改善に努めていきたいと、こう考えております。

○吉川沙織君 今お詳しく答弁をいただきましたが、時間の関係でございますので、質問をしたことにお答えいただけると本当に有り難いと思います。今、鳩山総務大臣から、いろんな背景も付け加えていただけて御答弁をいただきました。昨日、岩手と秋田で、これ二十二市町村で防災行政無線が使われたということは今初めて私存じ上げましたが、その前の報道によりますと、秋田市では防災行政無線がなく、消防車が二百台ぐらい出てその内容を走り回って伝えるが、結局内閣官房長官から平常どおりの生活を送ってくださいという発表があつて、もう何もしないことに決めたとというような報道もありましたので、この二十二市町村の中で大きい都市部が含まれていたかということろは調べてみる必要があるのではないかと思います。

そしてまた、今総務大臣から、防災行政無線の整備率の推移について御説明いただきました。五年前の平成十五年三月末六六・八%、平成十六年三月末六七・八%、平成十七年三月末は七〇・一%、平成十八年末は七四・六%、平成十九年末は七五・二%、そして平成二十年三月末は七五・

五%となっており、年々確かに上昇をしているようです。

評価書には折れ線グラフでこの整備率が書いてありましたので、ちよつと気になってその母数というものを調べてみました。この時期は、全国的に平成の大合併が進められた時期とも重なります。整備率というものは、整備済み団体数の市町村数に占める割合ですから、母数である市町村数が減少すれば、相対的に整備率は上昇するのではないかと思います。実際、市町村合併の推進により市町村数が激減した時期における整備率というものを見ますと、平成十七年三月末では前年から二・三%増、平成十八年三月末では四・五ポイント増と、高い伸びを示しています。

一方で、市町村合併が急速に進められた時期以外の言わば平常時においては、整備率はほとんど残念ながら変わっていません。整備していない市町村が整備済みの市町村に吸収合併された場合でも、数字上は整備率が上がることとなります。しかし、整備済みとされている地方団体においても、実態としては地域全体に整備が行き渡っていると言えないと思います。

消防防災行政は住民の、国民の命、安全、安心にかかわることであり、現状を正しく把握した上で議論をすることがとりわけ求められる行政分野であると思います。しかし、防災行政無線の整備

状況については、見せかけにすぎない数字だけが独り歩きし、実態を伴っていないように思われます。これは非常に危険なことではないかと思えます。

消防庁は実態を踏まえた整備状況を調査、公表すべきであると考えますが、御見解があればお願いします。

○政府参考人（幸田雅治君） 今委員御指摘ございました市町村合併との関係ということ自身については、そこを分析をしているわけではございません。ただ、五年間で九ポイントの整備ということを先ほど大臣申し上げましたけれども、着実に年々上がってきているという状況ではありますが、不十分であるということにつきましては私どもも認識をしているところでございまして、積極的な整備の促進については更に努力していきたいと考えております。

○吉川沙織君 二〇〇七年十二月の地方紙の報道によると、このような声が紹介されてきました。合併した自治体では整備状況の違いからスピーカーが地域に偏在するようになったことも影響し、特定地域だけの住民を助けることになり、未整備地域から抗議されるとの悩みも町村などから消防庁に寄せられているという報道がございました。国民の命を守るという観点から消防庁は、再度お伺いいたします、実態を踏まえた整備状況を調

査すべきではないかと思えますが、いかがですか。

○政府参考人（幸田雅治君） 今委員御指摘ございましたように、市町村数が現在把握しておりますので、市町村の中の一部の地域だけ防災行政無線が整備されているというものもカウントされているということは事実でございます。そういう意味で、全国的な整備の促進と併せまして、今委員の御指摘の点について検討させていただきたいと思えます。

○吉川沙織君 是非検討を進めていただければと思います。国民の命にかかわることですから、是非お願いします。

さて、市町村の防災行政無線は地域住民の、今申し上げたとおり、命を守るために一刻も早く整備をしなければいけません。自治体財政は厳しい状況です。このような中、今後は市町村防災行政無線もできるだけ早期にデジタル化すること、地デジ同様国の方針となっており、地方にとつて一層の負担となることが考えられます。

今申し上げたとおり、同報系の防災行政無線ですら整備されていない市区町村がまだに数多く残されている中、同報系防災行政無線とデジタル移行についての問題をどう考えるかなど、全国瞬時警報システムと市町村防災行政無線にかかわる課題は多いと考えますが、今後どのような対応をなさるおつもりでしょうか。消防庁にお伺いしま

す。

○政府参考人（幸田雅治君） 同報無線のデジタル化のメリットでございしますが、双方向通信が可能になるということとデータ等の音声以外の通信が実現できるということで、住民へ適切な情報の伝達が行えるものというふうに考えております。

ただ、この同報無線に関するデジタル化の移行期限というのは定められていないところでございます。市町村の判断により整備が現在進められているということでございます。平成二十年三月末現在で、同報無線の整備済み団体のうち百八十の団体がデジタル化しているということで、同報無線は千三百七十一団体が整備済みでございますので、デジタル化の整備率は一三・一％となっております。

消防庁といたしましては、同報無線デジタル化を推進するために、地方債と交付税措置を組み合わせて実施した防災基盤整備事業による財政支援を講じまして、引き続き地方公共団体に対して整備の働きかけを行っていきたくと考えております。

○吉川沙織君 防災行政無線を整備するための補助金は、あの三位一体の改革において一般財源化をされてしまいました。現在、今御答弁いただいたとおり、防災基盤整備事業、つまり地方債の対象とされており、消防庁はこの地方債の活用により整備促進を図るという旨の答弁を繰り返されて

いらつしやいます。しかし、実際には遅々として整備は進んでおらず、実態を必ずしも踏まえているとは言い難い統計においても整備率は七五・五％にとどまっています。

言うまでもなく、地方財政は大変厳しい状況にあります。御答弁にもありましたとおり、デジタル防災行政無線については、九〇％まで地方債の起債を認め、その元利償還金の五〇％は交付税措置としていることから、財政措置を優遇しているとは言えると思います。

一方、地方団体としては、厳しい財政状況の中で公債費の抑制に努めているところであり、新たな地方債の発行には抑制的であると思います。特に、地方財政健全化法が施行されたことによりその傾向は強まっているのが現状ではないかと思えますが、久保財政局長、何かあればお願いします。

○政府参考人（久保信保君） 住民の生命、身体に関係する話ですから、健全化法が施行されてもそれは優先してやっていただいて、なおかつ健全化の指標もいい指標が出ていただくことを期待しております。

○吉川沙織君 ただ、地方財政健全化法で、健全化四指標で実質公債費比率ですとか将来負担比率が将来残るということと早期健全化基準というものがありませんので、そこに引っかからないようにするにはやはり借金をしなくてもいい事業を優先

的にするのではないかとということ。また、この防災基盤整備事業では当初の一般財源の負担は一〇％でよいといっても、デジタル防災行政無線の整備には多額の経費が掛かるということになります。特に財政力の弱い地方団体にとつては、一〇％といえど大きな負担になります。さらに、平成十九年度決算における歳出総額に占める消防費の割合というものは、実に二・〇％です。都道府県では〇・五％、市町村で三・五％となっておりますが、消防予算に割り当てられている予算はいかにも少額です。

このような状況でデジタル防災行政無線の整備に一般財源を向けることは、現実の財政運営にかんがみれば非常に難しいと言わざるを得ないと思えます。防災行政無線の整備が進まないのは、国の財政措置のスキームが現実の地方団体の財政運営、財政状況にそぐわないからではないかと思えます。現在のスキームをただ漫然と続けていても一向に整備率は上昇しないのかと思われしますが、消防庁として何か御見解があればお願いします。なければいいです。

○政府参考人（幸田雅治君） 先ほどもお答えしたのと同趣旨になって恐縮でございますけれども、やはり安全、安心ということについて、各地方公共団体がこういった防災行政無線、Jアラート等の整備について積極的に取り組んでいただく。今

回の事案もございましたので、そういったことについてまず消防庁としても働きかけ、理解を得て各地方公共団体の中でのやはり優先順位を上げて整備を進めていただくということが必要だということに考えておりますし、またそれに対する財政支援措置につきましては、できるだけ私どもとしても支援を現在ある制度等の活用を含めて行っていきたいと考えております。

○吉川沙織君 今のお気持ちはすごく分かるんですが、実際進んでいないという現実があります。しかも、住民の生命、身体の安心、安全にかかわる防災行政無線の整備が行政支出の優先順位として後回しにされているという現実はちゃんと見定めるべきだと思います。

そこで、国民の、住民、命、身体を守ることが国、地方団体の責務であるという観点から、防災行政無線に係る国庫補助金を再度創設してはどうかと思えます。一般財源化された補助金の復活には異論があるかもしれませんが、三位一体の改革が数字ありきで理念なく行われ、国民の生命、身体に、安全に係る国庫補助負担金までも対象としたことがそもそも間違いではないかと思えます。今年二月十二日の衆議院本会議において鳩山総務大臣も、三位一体、これは失敗の部分がある、地方をここまで苦しめているのは、三位一体改革が必ずしも正しくない部分があったと考えており

ます。」と御答弁されています。したがって、これを修正することにはちゅうちよすべきではないと思えます。そして、一気に防災行政無線の整備促進を図る観点から、極力地方団体の財政負担が生じないような高い補助率とする、若しくは、平成二十一年度の消防防災施設整備費補助金はおよそ三十二億円ですが、これに防災行政無線の整備を含めるなど発展的改組を図りつつ十分な予算を確保すべきではないでしょうか。

これこそが国民の命、安全を守る国の果たすべき役割ではないかと思えますが、消防庁、いかがですか。

○政府参考人(幸田雅治君) 委員今お話ございました同報無線に係る補助制度につきましましては、平成十八年度の三位一体改革に伴いまして廃止、一般財源化されたところがございます。現時点において新たにまた戻す対象とするということは難しい状況と考えております。

しかし、同報無線の整備の促進ということにつきましては、例えば、先ほど申し上げた以外にもMCA方式といった安価な整備方式などの助言などを含め、更なる整備に向けて働きかけていきたいと考えております。

○吉川沙織君 これは政治判断が必要ではないかと思えます。

昨年五月に中国の四川で大地震がありました。

その後には国の補助率、耐震診断と耐震化に関する補助率をたしか二分の一から三分の二に上げるでしたかね、そういう改正法が議員立法で成立をしましたので、やはり命、暮らし、安全を守るためには高度な政治判断が必要ではないかと思えます。さて、ここからは防災行政無線とJアラート、今回の北朝鮮の事案の関連から質問を行いたいと思えます。最初に、これは通告をしておりますが、見解があれば櫻井審議官にお伺いしたいと思います。

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に関して、一昨日、残念ながら誤情報が伝達をされました。自衛隊のFPS5レーダーによる誤探知が原因とされていますが、正確な原因が分かればお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(櫻井修一君) 四日の誤探知情報ですが、これにつきましては、政府内部の伝達とというのが円滑に行かなかったということで、国民の皆様、それから住民の皆様、それからここにいらっしゃる先生方含めまして御迷惑をお掛けしまして大変申し訳ないと、まずおわびいたしたいと思えます。

この誤探知の原因、御説明させていただいてよろしいでしょうか。本来、防衛省の方から御説明するべきかもしれませんが、私が承知している限りで申し上げますと、元々この誤探知の原

因となったのは、飯岡にありますレーダー、これがある航跡を拾ったということが発端でありました。これを指揮中枢である航空総隊司令部、それから防衛省の中央指揮所に伝達する過程におきまして、米国の早期警戒情報、これが実際には受信されていないにもかかわらず担当者がそれを勘違いいたしました、その入感があつたということでありました。したがって、その情報が合わさって防衛省の方に参りまして発射という事実が誤認されたわけです。それが私も官邸危機管理センターの方に通知がありまして、それで即エムネットを通じて地方自治体あるいは報道機関等に伝達がなされたわけでありまして。

その後、約四分後にそれが誤探知であることが分かりましたので取り消し、誤探知であるという情報を同じルートで地方自治体それから報道機関の皆様へ伝達したという経緯でございます。

○吉川沙織君 勘違いと称しているのかどうかは私は分かりませんが、この誤情報に関して、防衛省のウェブサイトに誤情報に関する大臣の臨時会見の内容が掲載されておりますが、首相官邸や内閣官房長官の記者会見を掲載する内閣官房のウェブサイトに一切の記述がございません。これは内閣官房や官邸には全く責任がないという責任逃れのようにも見えますが、いかがですか。

○政府参考人（櫻井修一君） これは全体として、

最終的には内閣官房、官邸危機管理センターから情報を発信するということでありますから、その一端は我々にもあるというふうに認識しております。

○吉川沙織君 であれば、内閣官房長官の会見ですとかそういった経緯も載せるべき、国民に情報を公開すべきではないかと思えます。

そこで、先日の四月一日の災害特のときにＪアラートについて櫻井審議官は、「Ｊアラートにつきましては、弾道ミサイルが発射された後に我が国の領土又は領海に落下するという情報が得られまして、住民を直ちに避難させる必要があると認められまして、更に落下前に住民にお知らせすることが可能な状況下である場合には使用するものでございます」と御答弁いただきました。一方、自衛隊法八十二条の二第三項の規定に基づいて防衛大臣から弾道ミサイル等に関する破壊措置に関する命令が三月二十七日に発出され、今回はPAC3が配備されました。弾道ミサイル等の等は宇宙からの落下物も含まれた概念と答弁いただき、弾道ミサイルが直接我が国を標的にしていなくとも、宇宙からの落下物という概念で今回PAC3が配備されたものと理解をいたします。このような理解に立つならば、Ｊアラートの使用についても、弾道ミサイルが直接我が国をねらったものでないとしても、我が国の領土又は領海

に宇宙からの落下物があるという危険性がある以上、Ｊアラートを使用する理由になるのではないかと思いますか、どうですか。

○政府参考人（櫻井修一君） 先般の私の御答弁は、先生おっしゃるとおりでございます。

このＪアラートを使わないというふうに判断した理由なんですけれども、まずは今回の件でございますけれども、これにつきましては三月二十七日の官房長官からのコメントでも言わせていただきましたけれども、これにつきましては、政府としては、飛翔体が我が国領域内に落下するケースは通常は起こらないと考えているわけですから、万々が一に備えて、我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するために今回、弾道ミサイル防衛能力を持つ部隊を待機態勢を取らせたということでもあります。

したがって、これ繰り返しになるんですけども、今回というか、Ｊアラートにつきましては、弾道ミサイルがそもそも我々の領域をねらってくるという情報、あるいは落下するという情報があつて、住民を直ちに避難させる必要があるというふうに認められまして、加えて、落下前に住民にお知らせすることが可能な状況、こういった状況であることが考えられる場合に使用するものとしております。

それで、今回につきましては、それはＪアラート



トを伝達手段として使用することが適当なケースに当たらないというふうに判断したわけでありませぬ。

○吉川沙織君 今の御答弁ですと、やはり整合性が取れないのではないかと思います。宇宙からの落下物に対してPAC3を配備して、でも、多分、我が国の領土、領海には落ちてこないのであれば、PAC3を配備したこと自体も意味があったのかどうかというところは非常に疑問を持たざるを得ませぬ。

これまで北朝鮮からは何度か、飛翔体だか宇宙ロケットだか衛星だか分かりませんが、発射されています。前回の平成十八年、前々回の平成十年当時の防衛庁長官は額賀議員でいらっしゃいました。その額賀元防衛庁長官が四月三日に民放テレビ番組でこのような発言をされています。人工衛星を利用して緊急情報を全国に伝える総務省の全国瞬時警報システムの運用を見送ったことを官僚主義的な考えでおかしいと批判されています。前回、前々回と北朝鮮ミサイル問題の陣頭指揮を執られた元長官の発言であることから重い発言であると思います。これについても見解をお伺いしたかったんですが、ちょっとほかにいろいろお聞きしたいことがありますので次に行きます。

全国瞬時警報システムというのは、消防庁で業務規程第二章第三条第十三号に規定する弾道ミサ

イル情報というものがございませぬ。これは、弾道ミサイルに関するどのような情報を指すのでしょうか。弾道ミサイルが直接我が国をねらったものでないとしても、弾道ミサイルに関する情報を提供する意味でJアラートの使用目的にかなうのではないかと思います。端的に消防庁、お願いします。

○政府参考人(幸田雅治君) 御指摘の業務規程は、Jアラートの運用に関する実務的な事項を定めているというものでございませぬ。

今お話ございました弾道ミサイル情報を住民に提供する場合に、この業務規程の第八条第四項別表第一によりまして、音声放送の内容として、ミサイル発射情報、ミサイル発射情報、地域域に着弾する可能性があります、屋内に避難し、テレビ、ラジオを付けてください、こういったことを定めているものでございませぬ。

今回、Jアラートのボタンを押すかどうか、これは内閣官房が判断されるとされているわけございませぬ。先ほど櫻井審議官が答えましたように、今回の北朝鮮による飛翔体事案はこのような内容の放送すべき事案に当たらないと判断されたと承知しております。

○吉川沙織君 三月二十六日の総務省事務次官の記者会見概要を拝見すると、「このJアラートを今回利用するかどうかは内閣官房において判断さ

れると、こういうこととございませぬ」と発言なされていませぬ。

総務大臣所管の事象でありながら内閣官房に判断を任せてよかつたのか。先ほどの額賀元防衛庁長官の発言も踏まえて、御感想があれば端的に大臣、お願いします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私もその疑問を持つたんですけれども、これは消防庁の方で基本的なシステムをつくってはいませぬが、やはり官邸発ということ、ボタン押す押さないは官邸だということに説明を受けたので、ちょっと残念ながらそんなものかなと思っておたところとございませぬ。

○吉川沙織君 先ほどの額賀元長官に関連する新聞記事を見る限り、総務省消防庁は弾道ミサイル情報を住民に瞬時に伝えて避難を呼びかけるJアラートの趣旨と違ふ、国民保護室としているが、今回のような事態に使わなければ一体いつ使うのかというところが疑問です。今回の事象に使わなければ、先ほどの質疑でも出ていたように、テレビ会議システムのケース等、つくっても使わぬ、こういう道をたどってしまうということも考えられます。

とある自治体では、Jアラートの使用も前提としてミサイル発射に対する訓練を何度も繰り返し返している、そういう県もありました。住民に一刻も早く何らかの情報を伝達する、こういう手段、で

き得る限り、考え得る限りの手段を使って住民に  
 いろんな情報を伝えるということが政府の役割で  
 はないかと思えます。

しかも、今回の事例、各自治体見ているはずで  
 す。今回使わないとなれば、整備に対するインセ  
 ンティブというのを失わせてしまうということに  
 つながる懸念があります。更に言えば、今年の三  
 月に入ってから整備状況を見ると、一気にこの  
 Jアラートの受信環境の整備が進んでいます。年  
 度末までの整備を予定していた自治体もあると考  
 えられますが、今回の北朝鮮の報道がなされ始め  
 た時期とも重なります。となれば、ほかの事業を  
 割いてまで今回に備えた可能性も捨て切れませ  
 ぬし、なげなしのお金をはたいて整備を進めた自  
 治体の努力と期待を裏切ったということにもなり  
 かねません。

そこで、今回、内閣官房は四月一日の答弁で、  
 「今回の事象につきましては諸般の状況を見なが  
 ら判断しておるわけでございます。それは、今  
 回の場合はエムネットの方が適切な情報提供が  
 できるものというふうに考えているところであり  
 ます」と御答弁をいただきました。諸般の状況は、  
 これ、どのような状況のことを指していたんでし  
 ょうか。

○政府参考人（櫻井修一君） そもそもJアラ  
 ートの方ですけれども、これは弾道ミサイルが日本

を目掛けて撃ってくるという環境下で使用するも  
 のであります。

一方、今回の飛翔体の発射に関しましては、通  
 常は、まあ向こうが衛星と言っているわけですが、  
 通常はそれ以上の距離を飛ぶという前提で考  
 えておりました。それで、それが仮に日本の領域  
 に落ちてくるケースということは、これも官房長  
 官のコメントでも御説明されていますので詳細は  
 避けまされども、まずあり得ないことだろうと  
 いう前提でありました。

ということ、情報を発信するには、まずは第  
 一の落下物が落ちた、あるいは上空を通過した、  
 そういった安心材料の情報を適宜適切に提供する  
 ためにはエムネットの方が適切だというふうに考  
 えたわけでありました。

○吉川沙織君 十分な答弁とは言い難い状況。

そして、今日、五大紙全部見ましたが、全部ミ  
 サイルと書いています。これが我が国の領土に落  
 ちてくる可能性があるかもしれないからこそP A  
 C 3を今回配備をされたわけで、エムネットの、  
 今適切な手段だったとおっしゃいましたけれども、  
 総務省消防庁の地方公共団体における総合的な危  
 機管理体制の整備に関する検討会の報告書による  
 と、二十四時間体制を取っている団体の割合を見  
 ると、かなり絞られた市レベルですら三〇%しか  
 ありません。

しかも、エムネットの場合はL G W A N上で動  
 くメール配信システムでしかありませんので、こ  
 れ警報音が鳴るだけですね、メールが来ると。と  
 なければ、二十四時間だれかがその端末の前に待機  
 していないとその情報が伝わらない。しかも、そ  
 の先の情報は、市町村の防災行政無線が整備をさ  
 れていないとまた伝わらないといういろんな問題  
 があります。

今日はいろいとお伺いをさせていただきかっ  
 たのですが、ちよつと時間の関係でまた次の機会  
 に譲りたいと思えます。

国民保護の観点に立てば国が責任を持って政策  
 を進めるべきですし、防災行政という視点に立て  
 ば地方公共団体がその責務を大きく負うわけだ  
 けれども、今回の事案、国民を危険にさらさない、  
 そのために多額のお金を掛けて整備したシステム  
 です。から、これは今回のような事態に使わないと  
 いうことになれば、最終的に整備に要した経費が  
 無駄、つまり国民の皆さんからいただいた税金が  
 無駄ということにもつながりかねませんので、是  
 非、総務大臣、リーダーシップ取って、総務省消  
 防庁の所管の大臣であられますから、こういった  
 事案に対応できるように一層の整備をお願いして、  
 私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。